



各 位

平成28年 2 月19日

会社名 株式会社 鶴見製作所
代表者名 代表取締役社長 辻本 治
(コード番号 6351 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員社長室長 上田孝徳
(TEL 06-6911-2351)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては未定であり、決定次第お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化並びにコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するために、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第65回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行並びに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除を行うものであります。

併せて取締役の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日（予定）

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>3名以上13名以下</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 20 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. (条文省略)3. (条文省略)	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削 除)3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>8名以内</u>とする。</p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> <p>第 20 条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. (現行どおり)3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 23 条 (役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 23 条 (役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> がこれにあたる。</p>
<p>第 25 条 (取締役会の招集手続)</p>	<p>第 25 条 (取締役会の招集手続)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議） （条文省略）</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第30条（<u>監査役の員数</u>） <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第27条（<u>取締役への委任</u>） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 31 条 (監査役の選任)</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 (監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の決議)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 (報酬等)</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 38 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>39</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 31 条 (監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 32 条 (監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会規程)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 40 条 (剰余金の配当) <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 35 条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社は、第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上